

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十九号

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県暴力団排除条例の一部を改正

する条例

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第一条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号ハ中「第三十二条の二第七項」を「第三十二条の三第七項」に改める。

(広島県暴力団排除条例の一部改正)

第二条 広島県暴力団排除条例(平成二十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十三号)附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。